

## 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸手市のマスコットキャラクター「さっちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるガイドラインに掲げるものをいう。

(使用できるもの)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 幸手市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

2 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとするときは、幸手市マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 キャラクターの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請について適当と認めるときは、幸手市マスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者のうち、営利を目的として使用する者にあってはつぎの各号に掲げる事項を、営利を目的としないで使用する者にあっては第3号及び第4号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合には、この限りでない。

(4) 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合には、「さっちゃん」の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

(5) 四半期ごとに幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、幸手市マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、幸手市マスコットキャラクター使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。

（違反等に対する取扱い）

第7条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 前2項の規定による請求等、及び承認の取り消し、並びにその他キャラクターの使用に関し、使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

（庶務）

第8条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、建設経済部商工観光課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 図

